

続々報 短期入所報酬改定問題

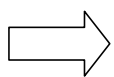
日頃は、前穂の短期入所（ショート）のご利用頂き、誠に有難うございます。前回の続報をお伝え致します。

前月号の続報ですが、良い見通しがたったのではと安堵していた矢先に、またしても問題が発覚しました。

厚生労働省より【告示】をされた内容をくつがえすような【Q&A】が出され、更なる減収の可能性が出て参りました。内容としましては、【福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）と（Ⅲ）※短期入所のみ利用】について当初、下記のような【告示】内容でありました。

パターン①

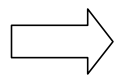
初日		翌日	
	短期入所	短期入所	



福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）と（Ⅲ）に該当
改定前より単価が上がる

パターン②

初日		翌日	
他サービス	短期入所	短期入所	他サービス

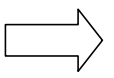


福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）と（Ⅳ）に該当
改定前より単価が下がる

しかしながら、【Q&A】では、パターン①が初日の昼食後に来所された場合は、パターン②になり、翌日の昼食前に出所された場合も、前述と同様にパターン②に該当するとのことでした。

パターン①

初日		翌日	
昼食後	短期入所	短期入所	昼食前



福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）と（Ⅳ）に該当
改定前より単価が下がる

正に寝耳に水状態で、事前に確認していた試算単価が4月中旬にさらに厳しい状況になったという事実のみが残りました。前穂としては、この問題に解決することを優先にすると、サービスの低下につながる事になり、本末転倒になりかねません。しかしながら、前穂は短期入所の永続的サービスの必要性を厚生労働省に伝えていくことと、更なるサービスの向上の両側面を実現して参ります。前穂でそのようなことができるのか？とのご指摘もあろうと思っております。しかし【二兎追うものは一兎も得ず】とのお考え方もありますが、裏を返せば【二兎追わなければ二兎得られない】というのも事実であります。

現在は、各関係機関・他事業者の方々と連携してこの問題に真摯に取り組んでおります。単価の問題だけではなく、厚生労働省に短期入所の運営実態が認識されていないことが問題であります。このことを訴えて続けて参ります。

祝：前穂通信51号

先月号で実は前穂通信が記念すべき50号を記録しました。前回は、少し暗いニュースであり、この文書を掲載しませんでした。皆様のご支援で継続的な力を頂けたと、たいへん嬉しく感じております。有難う御座います。昨今は、行政からの指導も多く、昔のような餅つきイベント等が実施できていないことは残念です。良い部分を残しつつ、悪い部分は変わる組織である為には、皆様からのご意見が一番の良薬で御座います。これからも、前穂は皆様と共に歩んで参りますので、ご支援・ご協力の程、宜しくお願い致します。

前穂通信

まええほつうしん

発行日	2009年5月1日
発行元	自立センター前穂 〒569-1022 高槻市日吉台 1番町21-18 072-689-8600

短期入所からのご案内
緊急の段階でお申込みを頂きますが、早い段階の方からの申込みが集中した場合は、ご利用をご相談させて頂く場合もございませす。その点を何卒、ご協力願ひ致します。